

【フランス】公共テレビ・ラジオ放送の財源に関する近年の立法動向

海外立法情報課 奈良 詩織

*2022年、公共放送の主な財源であった公共放送負担金が廃止され、試行的に付加価値税により賄われることとなった。この制度は、2024年の法改正により永続的な制度となった。

1 2022年の公共放送の財源に関する制度改革

(1) 公共放送負担金（CAP）の廃止と付加価値税（TVA）の収税による財源確保の試行

従来、フランスの公共テレビ・ラジオ放送（以下「公共放送」）¹の財源は、主として、テレビの所有者から徴収される公共放送負担金（Contribution à l'audiovisuel public: CAP）により賄われていた²。CAPは、テレビを所有する世帯から住居税（taxe d'habitation）と一緒に徴収される税であり³、「テレビ受信料（redevance télé）」とも呼ばれる。近年、CAPの課税対象世帯数及びその支払義務を履行する世帯数の減少や主たる住居に対する住居税の廃止に伴うCAPの徴収コストの増大を背景に、CAPの制度改革が検討されていた⁴。

マクロン（Emmanuel Macron）大統領は、2022年4月に実施された大統領選挙において、納税義務者の購買力確保のためにCAPを廃止し、その上で公共放送の独立を保障することを公約の一つとして掲げた⁵。大統領選挙後、「2022年度補正予算に関する2022年8月16日の法律第2022-1157号」（以下「2022年度補正予算法」）⁶第6条において、2022年1月1日に遡ってCAPを廃止し、公共放送の財源を付加価値税（taxe sur la valeur ajoutée: TVA。日本の消費税に相当する。）の収税の一部により賄うことと定めた⁷（租税一般法典第1605条等の削除及び「2006年度予算に関する2005年12月30日の法律第2005-1719号」⁸第46条の改正）。TVAの収税のうち、公共放送の財源に割り当てる額は、毎年の予算法律により定められることとなった。TVAによる財源確保は、2024年12月31日までの時限的な措置として定められた。

(2) 予算組織法との抵触

この措置が時限的措置とされたのは、「予算法律に関する2001年8月1日の組織法律第2001-

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年3月11日である。

¹ フランスにおいて、公共放送を担うのは、フランス・テレビジョン（France télévisions）を中心とする6つの事業体である。

² フランスの公共放送のガバナンスや財源の詳細については、清水直樹「諸外国の公共放送—インターネット時代のサービス、財源—」『調査と情報』No.1051, 2019.3.28, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/11254546>>; 小笠原晶子「フランス」NHK放送文化研究所メディア研究部メディア情勢（海外）編『世界の公共放送制度と財源2024』2024, pp.25-37. <https://www.nhk.or.jp/bunken/research/oversea/pdf/20241118_1.pdf> 参照。

³ “Ce qu'il faut savoir sur la contribution à l'audiovisuel public,” 2022.8.23. Ministère de l'économie des finances et de la souveraineté industrielle et numérique website <<https://www.economie.gouv.fr/particuliers/contribution-audiovisuel-public>>

⁴ Jean-François Husson, *Sénat Rapport*, N° 846, 2022.7.28, pp.152-155. <<https://www.senat.fr/rap/l21-846/l21-8461.pdf>>

⁵ Jean-René Cazeneuve, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 147, 2022.7.13, p.140. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/cion_fin/l16b0147_rapport-fond.pdf>

⁶ Loi n° 2022-1157 du 16 août 2022 de finances rectificative pour 2022. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000046186661>>

⁷ この背景として、フランスにおいて、廃止された地方税（住居税等）の収税や地方への交付金のTVAの収税による補填は既に行われており、近年では、これらの名目で地方に配分されるTVAの金額も増加していたこと及びインフレーションによりTVAの収税が増加していたことが挙げられる。Husson, *op.cit.*(4), pp.159-161.

⁸ Loi n° 2005-1719 du 30 décembre 2005 de finances pour 2006. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT00000634802>>

692 号」（以下「予算組織法」）⁹第 2 条に抵触するためである¹⁰。予算組織法は、フランス第五共和制憲法（1958 年制定）第 34 条第 5 項に基づき、国家の毎年の歳入及び歳出を定める予算法律 (*loi de finance*) の要件等を定める組織法律 (*loi organique*)¹¹である。予算組織法第 2 条は、①地方公共団体、その公施設法人及び社会保障組織（以下「地方公共団体等」）の財源として、國家が徴収する税金が直接配分されること、②地方公共団体等以外の組織及び地方公共団体等から交付金を受領する組織への國家が徴収する税金の配分について、配分される税金は、当該組織が担う公役務¹²の任務に關係するものでなければならないことを定めている。②は、「公財政の管理の刷新に関する 2021 年 12 月 28 日の組織法律第 2021-1836 号」¹³により追加された規定であり、2025 年度予算法律案の提出時から施行されることとされていた。

消費に対する間接税である TVA は、公共放送が担う公役務とは無関係であることから、2022 年度補正予算法第 6 条の規定は、上記②に反することになる。そこで、2025 年以降も、TVA の税収により公共放送の財源を確保するために、予算組織法第 2 条を再改正する必要が生じた。なお、2022 年度補正予算法の合憲性に関する憲法院判決¹⁴は、公共放送事業体が当該事業体に委ねられた公役務を遂行することができるようにするための財源について定めることは、立法者の役目であると述べており、また 2024 年 4 月 11 日の EU 規則¹⁵は、公共放送がその公共サービスに関する任務を遂行するのに十分な財源を確保すべきこととしている。予算組織法第 2 条の改正は、これらの判決及び規則の趣旨にも沿うものである。

2 TVA の税収による財源確保の永続化

2024 年 7 月 10 日、予算組織法第 2 条を改正するための組織法律案が上院に提出され、上下両院の審議を経て「公共放送の資金調達の改革に関する 2024 年 12 月 13 日の組織法律第 2024-1177 号」¹⁶が制定された（同月 15 日施行）。

同法律は、予算組織法第 2 条に、公共放送事業体に対して、地方公共団体等と同様に、國家が徴収する税の税収の一部が直接配分されることを定める規定を加える 1 か条から成る。これにより、2025 年度以降も継続して、TVA の税収により公共放送の財源を確保することを可能とした。TVA による財源確保により、公共放送は国営放送とみなされ、また公役務ではなく政府による事業に移行することとなる。

⁹ Loi organique n° 2001-692 du 1er août 2001 relative aux lois de finances. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000394028>> 同法律の内容については、松浦茂「イギリス及びフランスの予算・決算制度」『レファレンス』No.688, 2008.5, pp.119-126. <<https://doi.org/10.11501/999664>> 参照。

¹⁰ Jean-Raymond Hugonet, *Sénat Rapport*, N° 40, 2024.10.16, p.6. <<https://www.senat.fr/rap/l24-040/l24-0401.pdf>>

¹¹ 組織法律とは、憲法の規定を明確化又は補充するために制定される法律である。中村紘一ほか監訳、*Termes juridiques* 研究会訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012, p.263.

¹² ここでいう「公役務 (service public)」とは、一般利益の必要を満たすための活動をいう。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.548.

¹³ Loi organique n° 2021-1836 du 28 décembre 2021 relative à la modernisation de la gestion des finances publiques. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044589827>>

¹⁴ 2022 年度補正予算法第 6 条は、時限的措置であるために財源確保の永続性が保証されていないことから、思想及び言論の通信の自由並びにメディアの独立及び多様性を侵害すること等を理由に違憲であると訴えられていたが、憲法院は、同条を合憲と判示した。Décision n° 2022-842 DC du 12 août 2022. <https://www.conseil-constitutionnel.fr/sites/default/files/as/root/bank_mm/decisions/2022842dc/2022842dc.pdf>

¹⁵ Regulation (EU) 2024/1083 of the European Parliament and of the Council of 11 April 2024 establishing a common framework for media services in the internal market and amending Directive 2010/13/EU <<http://data.europa.eu/eli/reg/2024/1083/oj>>

¹⁶ Loi organique n° 2024-1177 du 13 décembre 2024 portant réforme du financement de l'audiovisuel public. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000050774292>>